

# 地域脱炭素を推進するための地方公共団体実行計画制度等に関する検討会（第5回） 議事録

開催日時：令和5年8月18日（金）14時00分～15時15分

開催場所：TKP 新橋カンファレンスセンター及びオンラインによる開催

事務局：定刻になりましたので、ただいまから、第5回「地域脱炭素を推進するための地方公共団体実行計画制度等に関する検討会」を開催いたします。本日、事務局を務めます、パシフィックコンサルタンツ株式会社の真田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日の検討会は、委員の皆様には対面、若しくはオンラインにて御参加いただいております。検討会の状況につきましては、ストリーミングで同時配信し、動画は、会議後、議事録公開までの間、Web上で公開予定です。会議の開催に当たりまして、オンラインにて参加いただいている委員の皆様には、ストリーミングで同時配信し、動画は、会議後、議事録公開までの間、Web上で公開予定です。会議の開催に当たりまして、オンラインにて参加いただいている委員の皆様には、何点か御協力をお願いいたします。通信環境に伴うトラブルの低減のために、御発言の際以外は、カメラはオフ、マイクはミュートにさせていただきますよう、御協力をお願いいたします。御発言がある場合は、画面下側でございます手の形のアイコンの挙手ボタンをクリックしていただけますでしょうか。座長から御指名いたします。御発言終了後は、ボタンを再度クリックしていただき、挙手を解除くださいますようお願いいたします。また会議中におきまして、通信トラブルや不都合な点等がございましたらチャットに御記入いただくか、あるいはお手数ですが事務局までお電話をくださいますようお願いいたします。対面で御参加いただいている委員の皆様におかれましては、御発言がございましたら、挙手をお願いいたします。御指名いたしますので、お手元のマイクをお使いいただき、御発言をお願いいたします。それでは、検討会の開催にあたりまして、環境省の植田地域脱炭素推進審議官から御挨拶させていただきます。植田審議官、お願いいたします。

植田審議官：地域脱炭素推進審議官植田でございます。皆さん、お世話になっております。特に委員の皆様方には、大変お忙しい中、本年4月の検討会開始から本日の第5回会合に至るまで、比較的短い期間で精力的に御議論をいただいたこと、心から御礼を申し上げます。本検討会では、これまで地域脱炭素・地域共生型再エネの導入を加速化させるため、地方公共団体実行計画制度等の在り方、とりわけ地域脱炭素化促進事業制度について、幅広い観点から議論していただきました。本日はこれまでの御意見をまとめた、本検討会のとりまとめ（案）について御議論をいただきたく存じます。環境省としては、本日いただく御意見も含めた本検討会のとりまとめを踏まえて、関係省庁とも連携しながら、具体的な対応を検討・実施してまいりたいと考えております。委員の皆様におかれましては、これまでの御協力に改めて御礼申し上げますとともに、本日も闊達な御議論をいただきますようお願い申し上げます。よろしく御礼申し上げます。

事務局：植田審議官、ありがとうございました。議事に入ります前に、資料の御確認をお願いいたします。議事次第のほか、資料1、資料2、参考資料1、参考資料2となっております。資料は画面にて共有もさせていただきますが、必要に応じてお手元でも御確認くださいと幸いです。続きまして、本日の検討会委員の御出欠でございます。本日は諏訪委員に代わりまして、長野県環境部環境政策課ゼロカーボン推進室長の平林様に御出席いただい

ております。また本日は佐藤委員が御欠席となっております。委員名簿は資料1にございます。今回もオブザーバーとして、農林水産省様、総務省様、全国知事会様、全国市長会様、全国町村会様等に御参加いただいております。なお、議論の御参考として、検討会の論点・これまで頂いた御意見につきまして、参考資料として配付させていただいております。それでは、以降の議事進行については、大塚座長にお願いしたいと存じます。大塚座長、よろしくお願ひいたします。

大塚座長：座長を務めさせていただいております大塚でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。今回の検討会では、前回までに御議論いただいた内容を踏まえて、事務局から本検討会のとりまとめ（案）について御説明いただいた後、本案への御意見をいただきたいと考えております。本日も活発な議論を是非よろしくお願ひいたします。では、早速議事に入りたいと思います。「地域脱炭素を推進するための地方公共団体実行計画制度等に関する検討会」とりまとめ（案）についてでございます。まず事務局から、資料2について御説明をお願いしたいと思います。

事務局（環境省）：それでは、事務局から資料2、検討会のとりまとめ（案）について御説明させていただきます。こちら前回の検討会で御議論させていただきました骨子案から修正した部分を中心に、全体を御説明させていただきます。

まず冒頭、「本検討会の開催趣旨」について書かせていただいております。基本的には、第1回の検討会でお示しさせていただいた、本検討会の開催要領と同様の内容でございます。令和2年10月に、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする2050年カーボンニュートラル宣言をいたしまして、その後、2030年度46%削減、さらに50%の高みに向け挑戦を続けることを目標として掲げさせていただきました。また、こうした目標の達成のためには、地方公共団体における総合的かつ計画的な施策の推進が不可欠ございまして、温対法に基づく実行計画の策定・実施が重要となっております。令和3年度の地球温暖化対策推進法の改正では、促進区域制度が創設されるなど、取組が強化されたところでございます。また、3つ目は直近の動向でございますが、本年、GXを通じて脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長の3つを同時に実現するべく「GX実現に向けた基本方針」が取りまとめられたところでございます。同基本方針においても、温対法を活用した地域主導の再エネ導入などが位置付けられたところでございます。こうした背景も踏まえまして、本検討会では、地域共生型再エネ導入や、地域脱炭素施策を加速させるため、温対法に基づく実行計画制度の在り方、特に施行から1年経ちました促進区域制度について議論させていただくため、本検討会を開催させていただきました。最後の項目、本検討会の論点の御紹介でございますが、促進区域制度に関しましては、市町村の負担軽減、市町村へのインセンティブ強化、事業者へのインセンティブ強化、国・都道府県・市町村・事業者等の役割分担、連携強化について、また、地方公共団体実行計画制度全体に関しましては、地方自治体による地域脱炭素施策の策定・実行の促進、地方自治体による脱炭素施策の見える化について議論させていただきました。以上が検討会の開催趣旨でございます。

続きまして「2. 地方公共団体実行計画（区域施策編）の現状」について御説明させていただきます。こちら骨子から新たに追加させていただいた項目でございますが、第1回の検討会で御紹介させていただきました内容をベースに作成させていただいております。1つ目、まず温対法の規定の確認でございますが、都道府県、指定都市、中核市及び施行

時特例市は、実行計画（区域施策編）を策定することが義務付けられており、その他市町村については策定が努力義務になってございます。2つ目以降、温対法の施行状況調査の結果を元にした実行計画（区域施策編）の現状の説明でございます。計画策定が義務付けられている地方公共団体につきましては、100%計画策定が完了している一方で、策定が努力義務とされていますその他の市町村におきましては、計画策定率が約3割に留まっている状況でございます。計画未策定の地方公共団体のうち、「今後計画策定を行う予定がある」と回答した地方公共団体数は、336から509へと増加するなど、計画策定に取り組む意欲のある地方公共団体が増加している傾向も見られますが、比較的小規模な地方公共団体における計画策定率の向上が課題となっております。また、実行計画（区域施策編）の策定における課題でございますが、「計画を策定・改定するための人員・体制が不足している」が最も多く、「他の部局・課室の協力が得られにくい」、「地球温暖化対策に関する専門的知識が不足している」、「計画に盛り込む対策・施策の予算等の確保が難しい」、「対策・施策の実行におけるノウハウが不足している」、「地域の事業者と協力体制を作れていない」などが挙げられてございます。また、策定だけではなく、計画の実施が重要となってまいりますが、実行計画の実施における課題としましては、自治体の規模に問わず財源不足等が挙げられておまして、特に小規模な自治体では、人員不足や、温暖化対策に関する政策的・制度的知識の不足が課題となっております。

続きまして（2）促進事業制度の現状でございます。令和3年度の温対法の改正によりまして、地域共生型再エネの導入を促進するため、促進区域を含めた、促進事業の促進に関する事項を定めることが市町村の努力義務とされました。令和4年4月より同制度が施行されまして、令和5年8月時点で12市町が促進区域等を設定しているところでございます。また、都道府県については、温対法上都道府県基準を定めることができるとされており、令和5年8月時点で18府県が都道府県基準を策定済みでございます。また施行状況調査によりますと、促進区域設定の課題としましては、やはり人員不足・財源不足のほか、制度に関する知識の不足、域内の再エネポテンシャルや需要地・環境保全に関する情報不足などが挙げられているところでございます。

次に「3. 目指すべき方向性」でございます。前回の骨子案から大きな修正はございませんので、ポイントを絞って御説明させていただきます。（1）促進事業制度の導入の背景でございますが、再エネ導入拡大に伴いまして、環境トラブルや土砂災害等の災害など、様々な懸念が生じております状況も踏まえまして、令和3年度の温対法の改正により、地域で合意形成を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に裨益する地域共生型再エネの導入拡大を推進する仕組みとして、促進事業制度が創設されたということでございます。

（2）地方公共団体が地域共生型再エネの導入を推進する意義でございますけれども、脱炭素への貢献のみならず、地域への経済収支の改善、新たな産業・雇用の創出、災害へのレジリエンス強化等、様々な地域課題に資するということを書かせていただいております。

（3）地域共生型再エネ導入に向けた促進事業制度の在り方ですけれども、促進区域等の検討に当たりましては、地域の再エネポテンシャルを把握し、目標を設定し、土地利用、インフラや地域経済の在り方を含めて、長期的に望ましい地域の絵姿を検討すること、即ち、まちづくりの一環として取り組むことが重要でございます。そのため、可能な限り広

域でのゾーニングを行うことが理想的な考え方となつてまいります。また、市町村内で広域ゾーニングを行うことに加えまして、都道府県とも連携の上、複数市町村による促進区域の共同策定など、広域連携を進めるということも、方向性として重要ということを書かせていただいております。その上で、広域ゾーニングに向けて段階的に取組を進めていただく前提でございますけれども、区域内の土地利用を踏まえつつ、特定の地区・街区を促進区域にすることも考えられるかと思ひます。また、事業者の知見を活用して、実効性の高い促進区域の設定を進める観点から、地域貢献の取組も合わせて、事業者の皆様からお知恵をいただき、促進区域の設定を検討することも考えられると記載しております。また、前回の検討会でも御指摘いただきましたとおり、事業提案に当たっては、中立公平性への配慮も重要になってくるということも追記させていただいております。

続きまして、「4. 脱炭素・地域共生型再エネの促進に向けた対応の方向性」でございます。まず、冒頭記載させていただいた取組の実施主体を明確化するために、「環境省を中心として、各省庁が連携の上、取組を進めていくことを提案する」と1行入れさせていただいております。また、骨子からの大きな修正点としましては、前回検討会では、今後取り組むべき具体的なアクションを中心に記載させていただいておりますが、今回はそのアクションで解決を図る課題が何なのかについても、それぞれ記載させていただいております。課題につきましては、検討会の中で委員の皆様、ヒアリング等の御意見を基に記載をさせていただいております。

次に、まず（1）促進事業制度 ①市町村の支援強化でございますけれども、課題として、「促進区域等の設定に当たって、地域の再エネポテンシャル、各種環境情報等を整理する必要があり、技術的作業に係る市町村の負担軽減が必要」、「促進区域等の設定に係る財政支援を強化するとともに、再エネ種・市町村の特徴に応じてモデルの創設が必要」、「現在整備されている実行計画マニュアルについて、どのような手法や手順で促進区域設定・事業認定を行っていけばよいか、記載の充実を図る」、「地域共生型再エネの創出のためには、事業性等も考慮しつつ、事業予見性が高まるゾーニングが必要であり、事業者提案による促進区域の設定等、事業者の協力が必要」、最後に「地域脱炭素促進事業を含む地域脱炭素施策を推進していくことができる人材が不足しており、人材支援が必要」といったことを、課題として追記させていただいております。その上で、対応の方向性として、骨子から大きな修正ございませんが、REPOS等の情報ツールの拡充、補助事業などを通じたモデルの創出等を掲げさせていただいております。また、事業者と連携した促進区域の設定につきましては、前回御意見いただきましたとおり、中立公平性を確保する等、いくつか留意点を踏まえる必要があると考えてございまして、どうすれば事業者の知見を活用しつつ、具体的な事業につながる実効性のある促進区域を設定していけるか、具体的な事業提案の在り方について検討するというかたちで記載させていただいております。

続きまして②促進事業への経済的インセンティブの強化でございます。課題として、地域脱炭素促進事業の形成が進んでいない状況に鑑み、制度の更なる活用に向けて、現行の優遇措置等に加え、事業者への経済的インセンティブ強化が必要ではないかということを書かせていただいております。その上で、対応の方向性として2つ、「税制措置・予算措置含め、あらゆる支援を選択肢として、認定地域脱炭素促進事業のインセンティブ強化を検討する」、「地域脱炭素促進事業制度を活用した再エネについて、特に合意形成が

必要な環境調査などに関して、事業化可能性調査の支援を検討する」ということも書かせていただいております。

次に③地域脱炭素促進事業制度の強化・合理化でございます。課題としましては、再エネポテンシャルが市町村境に存在する場合や、動植物の分布が広域にわたる場合等、促進区域の共同策定を含めた広域連携が重要であり、都道府県がゾーニングを主導するということが有効ではないかということ、また、促進区域等の設定に当たって、地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定が必要である等、前提となる作業が市町村の負担となっており、再エネポテンシャル等を見極めた上で、より実効的な計画を策定するという観点からも、地方公共団体実行計画（区域施策編）の前提となる促進区域設定も考えられるのではないかと書いてございます。対応の方向性については、骨子から変わらず2つ、「都道府県と市町村が連携し、広域の促進区域設定を可能とするため、都道府県が市町村と共同で促進区域を設定できることにする等、制度的な対応を含め検討する」、「促進区域設定手続の柔軟性を高めるため、地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定に先立って、促進区域の設定を可能とする等、制度的な対応を含め必要な措置を検討する」とさせていただいております。また、前回の検討会の御意見も踏まえまして、都道府県・市町村の連携の際には、共同で行うことにより、機動的な見直しができない等の課題が出てくる可能性もございますので、効果的な連携体制を確保されるよう留意するということが追記させていただいております。

続きまして④他の関連する制度との連携でございます。課題としましては3つ、建築物省エネ法等の他の関係する制度との連携、FIT・FIP制度の連携、OECMの検討との整合性確保などを挙げさせていただいております。3つ目の課題、OECMにつきましては、前回の検討会の御意見も踏まえまして追記させていただいております。現在、2030年までに陸域・海域の30%を保全区域とする30by30の達成に向け、自然共生サイトの認定などの取組も進めておるところでございます。そうした取組と促進区域の整合性についても重要な課題であると認識してございます。対応の方向性については、それに対応するかたちで、「建築物省エネ法、所有者不明土地を活用する、都市計画における土地利用の考えとの調和を図るため、地方公共団体の環境部局に対して、都市部局と連携した促進区域の検討を促す、温対法と農山漁村再エネ法との連携を進める等、他省庁の関係制度との連携を強化する」、「促進事業制度を活用した再エネについて、FIT・FIP制度による地域共生を図るための手続との連携を検討する」、「地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰の評価において、地域脱炭素化促進事業の認定取得の有無を考慮する等、制度の連携を検討する」、最後に「2030年までに陸域・海域の30%以上を保全する国際目標30by30目標をはじめ、ネイチャーポジティブの実現に向けて、地域における民間活動等を促進するための制度の検討を進めており、こうした取組と促進事業制度の連携の在り方について検討する」と書かせていただいております。また、前回検討会で農地利用は農業政策との連携についても多々意見ございましたので、今回農山漁村再エネ法との連携について、ここに追記させていただいたものでございます。

続きまして⑤次世代太陽電池の需要創出についてですが、ここは前回から大きく修正ございませんが、課題として促進区域等の設定に当たり、エネルギー政策や産業政策との連携が重要であり、例えば次世代電池等の需要喚起に地域脱炭素化促進事業制度を活用できる

のではないかとということ、課題として書かせていただいて、対応の方向性としては修正  
ございませんが、ペロブスカイト太陽電池等の次世代太陽電池の需要を創出するため、関  
係省庁と連携し、次世代太陽電池導入も視野に入れた促進区域の設定を促進するとさせて  
いただいております。

続きまして、促進区域制度に限らず実行制度全体でございます。(2) 地方公共団体実行計  
画の策定・実施について、御覧ください。まず①計画との一体策定、広域連携の促進でご  
ざいますが、前回骨子から課題を追加したのみでございます。実行計画と適応計画等の  
関係計画の一体策定を進めるということ、定住自立圏、連携中枢都市圏など、既存の枠組  
みを活用しまして、広域連携を進めるという方向性を書かせていただいております。

続きまして②地方公共団体の関係部局間の連携を促進するための関係省庁の連携強化につ  
いてでございます。こちらも前回骨子から課題を追加したのみでございますが、建築物省  
エネ法に基づく促進計画の作成における建築部局・環境部局の連携を通知で促すなど、関  
係省庁と連携し、地方公共団体の関係部局間の連携体制構築を促進するという方向性を書  
かせていただいております。

次に③実効的な計画策定に向けたマニュアルの見直しでございます。ヒアリングなどでも  
御意見がございましたが、人員やノウハウの不足により、特に小規模な自治体において計  
画の実施が進んでいないという課題がございます。対応の方向性としましては、区域にお  
いて取り組むことが考えられる脱炭素施策、検討手順、優良事例等を整理し、地方公共団  
体実行計画マニュアルに反映するというを書かせていただいております。

次に④地域脱炭素の見える化の促進についてでございますが、課題としましては3つ書か  
せていただいております。環境省サイトの事例集の充実が必要ではないか、取組だけで  
なく削減効果や経済効果などの見える化も必要ではないかなど、自治体職員同士のノウ  
ハウ共有についても記載させていただいております。対応の方向性としましては、「地方公  
共団体脱炭素取組状況マップの拡充等を行い、地方公共団体の取組の見える化を進める」、  
「地域共生・裨益型再エネ導入の事例集を整理し、地域への経済効果も含め効果的な発信  
を行う」、「地域脱炭素施策を検討・実施する自治体の職員同士が知見・ノウハウを共有で  
きるようネットワーク構築を支援する」の3つでございます。3つ目の地方公共団体の職  
員同士のネットワークの構築は、前回の検討会の御意見も踏まえまして、骨子から新たに  
追加させていただいた内容でございます。

続きまして⑤金融面からの地域脱炭素支援でございますが、地域脱炭素施策を国内全体に  
わたって進めていくためには、地域金融機関等が支援機関としての役割を担いながら、円  
滑な金融仲介機能を発揮することが重要でございます。そのため、官民協調でのリスクテ  
イク能力の増強や、脱炭素化の専門的知見を持った人材の育成が必要ということ、課題  
として書かせていただいております。そのための対応の方向性としまして、1つ目、前  
回の骨子から「国」を主語にするかたちで記載を改めておりますして、株式会社脱炭素化  
支援機構(JICN)や地域金融機関等を通じた資金強化が円滑に進むよう、国が必要な支援  
を行っていくということ、2つ目の方向性としまして、前回骨子から変更ございませんが、  
脱炭素アドバイザー資格制度等を活用して、人材育成を進めるということも書かせてい  
ただいております。

続きまして最後の(3) 中長期的な検討課題でございます。①系統整備・運用との連携に

については、骨子から大きな修正ございませんが。促進区域において系統接続の円滑化等ができれば、事業者が再エネ事業に取り組むインセンティブになるのではないかという課題感を書かせていただいております。また、地域脱炭素促進事業の円滑な実施に向けた系統接続の円滑化を検討するという方向性も記載してございます。

続きまして②地域脱炭素施策の実行のための中間支援体制構築でございますが、課題で、中間支援体制構築の必要についてまず記載させていただいた上で、対応の方向性としまして、環境省地方環境事務所、都道府県、地球温暖化防止活動推進センター、脱炭素まちづくりアドバイザー等の既存の支援枠組みの成果等も踏まえつつ、地域共生型再エネの導入を含む脱炭素施策の実行を支援する中間支援のモデル事業を実施しながら、地域金融機関・公立大学などの専門的知見やネットワークの活用を含め、中間支援体制の在り方を検討するとさせていただいております。プッシュ型の支援を行う人材の必要性や、地域金融機関・公立大学などの専門的知見の活用については、前回検討会での御意見を踏まえての修正点でございます。

続きまして最後の項目③地域の持続可能な発展に資する再エネ事業の促進でございます。こちらは、骨子から今回のとりまとめに当たって新たに追加した項目でございます。検討会でも、市町村が促進区域の設定や促進事業に取り組むインセンティブを強化する必要性や、再エネの地産地消や環境に配慮した再エネ事業の評価を通じて地域にメリットのある再エネ事業を生み出す必要性などについても、多々御指摘いただきました。それを踏まえて、再エネの地産地消や環境に配慮した再エネ事業の評価を含め、地域がメリットを感じることで、地域の持続可能な発展に資する再エネ事業を促進する仕組みが必要ではないかということ、課題として書かせていただき、方向性としまして、促進区域制度を通じて地域活性化・地域課題解決等に資するかたちで、地方公共団体が再エネ導入を主体的に進めていくことを促すため、さらにどのような対応が可能か検討するというところを、象徴的な取組として記載させていただいております。以上が、とりまとめ（案）の説明でございます。

大塚座長：御説明ありがとうございました。このとりまとめは広く国民に向けて発表するものになるわけでございますけれども、この課題と対応の方向性を打ち出させていただいて、分かりやすいものになったかなという感じはいたします。ただ今の事務局の説明につきまして、御質問・御意見などがございましたらお願いします。各委員から御発言いただいた後で、事務局から回答をいただきたいと思っております。では、御発言のある委員は挙手をお願いします。

丸山委員：私の方から2点コメントさせていただきたいと思っております。まず全体的にすっきりとまとめられていて、重要な項目が過不足なく整理されていて、非常に良いという感想です。

その上での話なのですが、1点目が6ページのOECMの件です。OECMやネイチャーポジティブのことを入れていただいたことは、とても良いと思っています。ただ、現状再エネ事業がOECMと上手くシナジーをつくるというところは書いてあるのですが、一方でOECMと再エネがトレードオフになるというケースもあります。例えば、水鳥や渡り鳥の保護のために水田を冬場も水を溜めて越冬地にできるようにする取組になると、そういうところではソーラーシェアリングは控えるべきだというトレードオフが発生することもあるかと思っております。そのあたりも総合的に、調和のとれたかたちで、調整的な部分も読み込めるような文言を工夫していただければよいかと思っております。

それから9ページ目のプッシュ型です。このプッシュ型も、趣旨としては私も非常に賛成ではあるのですが、事業の熟度と言いますか、その計画段階での、あるいは計画前段階の地域づくりの段階でのプッシュ型ということかなと思ひ、もう少し限定的な使い方してもよいと思ひます。と言ひますのは、現状その事業者が適地を発見して、そこでいきなり事業計画を持ち込むことが問題化するわけですけれども、それもある意味プッシュ型と言えばプッシュ型です。もう少し事業計画とは違ひ、もう一歩前段階でのプッシュ型で限定的な定義が入った方がよいかなと思ひました。とりあへずこの2点です。

大塚座長：今の2点目は9ページのどこのところをおっしゃっていただいたことになりますか。

丸山委員：9ページ一番下の②の対応の方向性のところの「プッシュ型の支援」という箇所です。

大塚座長：分かりました。丸めて書いてあるのですけれども、分かりました。他の委員の方、いかがでしょうか。古畑委員お願いします。

古畑委員：能勢町古畑です、よろしくお願ひいたします。感想的なことになるかもしれませんが、意見として言わせていただけたらと思ひます。まず、今回5回検討会での議論を重ねてきまして、基本に帰るとやはり基礎自治体である市町村が実行計画の策定をする、それから促進区域の設定をするという一歩を踏み出さなければ、再エネの導入が適切かつ、目標達成に向けて進まないというところがやはり一番大きなことなのですけれども、例えば3ページの(3)地域脱炭素化促進事業制度の在り方というところで、地域が議論して合意形成を図ることが重要になると書かれています。やはりこの合意形成にハードルがあると感じている自治体が多いのではないかなと思ひますので、国民、住民の理解、それから住民ニーズということが、自治体では非常に後押しになると思ひます。国民全体に対する再エネに対する正しい理解促進は、非常に重要だと思ひますので、ここは、国・都道府県・市町村が進めていかなければならないということ、再認識したところです。

8ページの地域脱炭素の見える化の促進というところで、やはり経済効果も見える化されるとよいということも書いていただけていますけれども、これも非常に大きなことだと思ひています。能勢町でも、エネルギー代として年間8億円の富が地域外へ流出していると試算されています。これを地域内に回すことによって、どれだけその地域経済が活性化してきたのか、地域経済収支が改善できたのかという例を示していくと、他の市町村の取組も進んでいくのではないかなと感じました。

これは私の希望にもなりますけれども、農地の利用と再生可能エネルギーの促進は、引き続き国でも省庁間で議論をしていただきたいと思ひています。それから今、座長からも、このとりまとめが広く国民に向けて発信されていくというお言葉もありましたように、これを、どのように実現、実行しているかという後々の点検についても、環境省でもお願ひいただけたらと思ひました。私からは以上です。ありがとうございます。

大塚座長：ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。平林委員お願いします。

平林委員：長野県平林でございます。9ページに、今回新しく加えたという、③地域の持続可能な発展に資する再エネ事業の促進で、先ほどの能勢町の古畑委員のお話にもあったと思うのですが、地域に裨益する再エネ事業、再エネ事業者を呼び込むことは、市町村、基礎自治体にも大きなメリットになると考えております。これが実現することによって、上手く促進区域制度が活用できるのではないかなと考えているところなので、(3)中長期的な検討課題として、「引き続き検討をしていきます」というようなかたちになっているのですが、



これは喫緊の課題であり、一丁目一番地の課題になると思います。こういった部分、もう少し前に出るようなかたちの記述に、もし可能ならば変えていただきたいと思います。このような全体を俯瞰するような再エネ、地域の持続可能な発展に資する再エネ事業の促進を進める上での、例えば企業への経済的インセンティブなど、そういった部分の事業が足されていくというようなかたちの方が進めやすいのかなと思います。記述の位置だけかもしれないませんが、喫緊の課題であるというような部分を前に出していただければありがたいと思います。以上です。

大塚座長：ありがとうございます。勢一委員お願いします。その後、一度御回答を事務局からしていただきたいと思います。

勢一委員：ありがとうございます、勢一です。丁寧に議論を拾っていただきまして、とりまとめを行っていただき、コンパクトで分かりやすくなっていると思います。改めて感謝申し上げます。その上で、若干留意事項等についてコメントをさせていただければと思います。

まず、今回の検討のタイミングですけれども、施行から1年という促進区域の制度について、進捗があまりよろしくないということが、問題としてあったのだとっております。とりまとめにも書いていただきましたけれども、促進区域が12市町しかまだできていないところは、確かにそうなのですけれども、地域脱炭素をスピード感を持って進めたいという政府の方針があるものの、やはり地域で合意形成を適切に行って進めていくことで、持続可能な地域の脱炭素が実現できるというところがあります。このスピード感を今の段階ではあまりネガティブに見すぎずに、むしろ着手をしている、あるいはしようとしている団体も増えているというところですので、このあたりの評価は、記載はともかく留意しておく必要があるのだらうと思っております。

その点では、むしろ都道府県の基準がまだ出揃っていないことの方が、市町村にとっては悩ましいところでもありますので、こちらの方も支援と働きかけをする必要があるのだらうと思っております。併せて、この段階でもし仮に制度の変更等を考えるというような場合であれば、既に着手したり取組を進めている団体に、制度変更が不利益にならないような留意も必要であらうと思っております。また、ネイチャーポジティブとの共生やOECMの制度がまだ見えていない段階で、地域がどういう形で取り組めるのか、このあたりは丁寧に政府の中で調整をしていただければと思います。

もう1つ、地方自治の観点から留意をお願いしたいのは、実行計画の区域施策編は、一般市町村ではあくまでも義務ではなく努力義務になっているというところは、制度的に気に留めていただきたいと思っております。各市町村の自主性・自立性を尊重しつつ、取り組みたいが取組ができない団体をどうやって支援していくか、そのような観点は、是非今後の進める段階でも外していただきたくないというところですので、改めてもう1回コメントさせていただきたいと思っております。

もう1点、やはり制度の在り方として私自身が非常に懸念しておりますのは、事業者提案型をどのような形で制度として取り入れるのかということになるかと思っております。これは前回も申しあげましたけれども、とりまとめの中では比較的前向きに書いてある部分もございます。是非、どのように進めるかについては、改めて留意を申し上げておきたいと思っております。温対法の想定では、市町村が主導して地域の合意形成を行うということで、ワンストップ特例や配慮書スキップなどのブースターをかけることをしています。これは市

町村への制度的信頼があるところが大前提になっていますので、純粋な民間事業者が自ら持ち込む事業を実施する場合に、どのような形であれば制度理念に叶うのかというところへの留意です。これも何回も申し上げましたので、是非留意して御検討をいただければと思います。また、地域でどのような形で合意形成が進んでいるのか、あるいはどういう支障があるのかということについては、促進区域の前の区域施策編の策定過程など現状を検討していただいて、問題に対応できるような取組をお願いできればと思います。十分な地域アクターが関与できていて、丁寧な合意形成が実現できているのかどうか。策定の数ではなく、実質的に持続可能な地域脱炭素ができる体制がそこでできているのかというところを見ていただければと思っております。

最後に、そういう意味ではやはり人材や中間支援組織が、地域を支えることが非常に重要だと思っておりますけれども、住民がそういうことに対して関心を持って、自分事として考えていける、1つのきっかけをこのとりまとめが地域に発信することができればと思っております。いろいろ丁寧にお答えいただきましてありがとうございます。以上です。

大塚座長：事業者提案型の制度に関しては、丸山委員の方からも御質問ありましたが、後で事務局に回答していただきますが、このとりまとめにおいては少しトーンが弱まっているようなところがございまして、一言だけ申し上げておきます。では事務局から御回答をお願いします。

事務局（環境省）：事務局から回答させていただきたいと思っております。まず丸山先生から、OECMのトレードオフのケースについても読み込めるような記述を入れ込めないかというところで、当然、自然環境等との再エネのバッティングは事例としてそもそもあるというところでの議論だと思っておりますので、いただいた御意見を踏まえまして、とりまとめの反映に調整できればと思っております。

また、プッシュ型の支援についての記載ぶりについても、御指摘いただいた点も踏まえまして、とりまとめに向けて検討したいと思っております。

古畑委員からコメントいただきました、国民理解、住民ニーズ、住民の理解を得ること、そもそものそういった取組を、国・都道府県・市町村でやっていかなければいけない、全くそのとおりでございまして。我々も、地域脱炭素ロードマップの策定以来、気候変動の対策の重要性のみならず、地域への貢献・効果も発信してきておるところでございましてけれども、まだまだ足りていないという認識でございまして。このとりまとめの提言の中にも、事例集の発信等についても触れさせていただいておりますけれども、より強化した発信・周知等をやっていかねばいけないと思っております。経済効果も含めてというところではございまして。また、農地利用につきましても、農林水産省と引き続きよく相談・議論させていただきながらと思っております。

また、平林委員代理から御意見いただきました最後のところではございまして。我々も、今回議論していて、なかなか制度的な対応の難しさというところがある中でこの記載ぶりの位置付けではございましたけれども、御意見をいただいたところもごもっともでございまして、とりまとめに向けて、御意見を踏まえて記載ぶりの位置もよく考えていきたいと思っております。

勢一委員から、留意点ということではいくつか御意見をいただきました。施行から1年ということで、都道府県基準が出揃っていないこと、古畑委員からも以前その都道府県基準が

ないことによって進まないところがあるのではないかという御意見もいただいていたところでございます。今回その促進区域の設定に関しての都道府県の関与の議論もあったところでございます。こうしたところも踏まえて、都道府県の役割もよく位置付けを考えながら都道府県と話をしていきたいと思っておるところでございます。

また、仮にその制度を変えるならということでございます。先行している団体の不利益にならないような、それはごもつともなことでございますので、仮にそういう方向性になる場合には、しっかり留意していきたいと思っております。

また、中核市未満の市町村の区域施策編についての努力義務について、取り組みたいけれども取り組めない市町村の支援はどうするかというところについても、御意見をいただきました。これにつきましては、勢一先生からも御意見いただいておりますけれども、例えば総務省で進められている定住自立圏や広域の中核都市圏といった取組の中で、例えば北九州市などは先行地域の中で 19 市町村をまとめて一緒に取組を進められている中で、他の市町村から、一緒にやっていくことによって自分たちも頑張れるというようなお声が実際にあるという話も聞いておるところでございます。取り組みたいけれど取組がなかなか自分たちだけではしにくいというようなところについて、その取組が無理せず進むようなやり方、いただいた今回のとりまとめの中に記載させていただいた方向性も含めて、引き続き考えていきたいと思っております。

また、事業者提案型については、現状の制度下でもそうしたやり方はあり得るものではございますけれども、前回もいただきました留意点もあります。また、あくまでこの促進区域の制度自体が、市町村の発意でやっていくと、そしてまちづくりの一環としてやっていくというところがございますので、具体的にその市町村がまちづくりをより良いかたちで、良いまちにしていくための、こういったこの事業者提案の上手い組み入れ方があるかということは、よくよく検討していかなければいけないというところで、各記載ぶりも変更させていただいているところがございます。

また、合意形成につきましては、これまでの我々の実行計画のマニュアル、また計画策定の支援の在り方も、やはり実行のフェーズにきて、よく考えなければいけないタイミングなのかなと思っております。具体的に事業を実行する、そのためには当然その地域の合意形成、住民の方の応援が必要だと思っております。これまで実行のためのマニュアル支援を充実していくという方向性を出させていただいておりますけれども、そのための材料として、現在、今までの計画策定でこういったパターンが多いのかなども調べながらしっかりそこは実行に繋がるような計画策定、支援、合意形成支援を考えていきたいと思っております。とりあえず以上でございます。

大塚座長：ありがとうございます。では、質疑を再開したいと思います。委員の先生方から御質問、あるいは御意見ございましたらよろしくお願いたします。稲垣委員お願いします。

稲垣委員：ありがとうございます、稲垣でございます。私からは 2 点でございます。特に自治体の負担軽減の部分でございます。1 点目は 8 ページの実効的な計画策定に向けたマニュアル見直しの部分についてでございます。今、小規模自治体向けのマニュアルと書いてございますけれども、マニュアルと言いますか、もうフォーマットでよいのかなと思っております。フォーマットがあつて、自治体職員の方が排出量カルテなどからそのフォーマットにコピー&ペーストができて、地域に合った施策をリストから選んで入れればもう計画が完

成してしまう、そんなフォーマットがあると、とっつきやすく、時間が少なくて済むのではないかと思っています。自治体の脱炭素の手段は、それほど多いわけではないと認識していて、自治体の特色ごとに、脱炭素の手段も限られてくるので、そういったフォーマットが可能だとも思いますし、有用だとも思っています。一番自治体が時間を使っていることが、自治体内の排出量推計の部分だと認識していて、ここを如何に簡略化するかということも重要で、排出量カルテなどを使うということだと思うのですが、例えばよほど強い地域特性があるわけではないという場合にはメタンを無視してよいなど、「これだけ簡単にできますよ」というメッセージを出していくということは必要なかなと思っています。再エネポテンシャルは高いけれども人員の少ない自治体職員の方には、調査や計画づくりに時間を割くのではなくて、実際にCO<sub>2</sub>が減る事業の方に時間を使ってもらえるように、そういったフォーマットが良いのかなと思っています。

2点目については、今議論出ましたけれども、やはり計画策定などいろいろな脱炭素事業に当たっては、複数自治体の連携はポイントになってくると思っています。既に実行計画については複数自治体で策定することができるようになっていきます。一方、現実には、実務面で、例えば2～3自治体で一緒に計画を作るといって、調整など逆に面倒になると認識していて、実際に複数自治体で策定されるのは先ほど御紹介のあった連携中枢都市圏のように、中心になる自治体が広域をまとめるかたちが主になるのかなと認識しています。そうすると、その中心となる自治体のインセンティブを付与する必要があります。誰も中心になってやりたくないのに、やってもらえるならよいけれど、中心になってやるのは嫌だというのがたぶん本音だと思うので、その中心になってやる自治体へインセンティブを付与していくということが必要なかなと思っています。ここは少し難しいですけども、例えば計画策定の際の環境省からの補助について、補助率を複数自治体策定の場合は上げるなど、中心となって複数自治体の計画策定をやってくれるような自治体にインセンティブを与えるということも必要なかなと思いました。以上でございます。

大塚座長：ありがとうございます。では大関委員をお願いします。

大関委員：産総研の大関です。私からはコメントをいくつか言いたいと思います。今回取りまとめいただいて、大変ありがとうございます。追加で何か入れて欲しいとかいうことは特になく、全面的に合意したいと思います。今回、本政策に関わるこういった検討に初めて参加させていただいて、マクロなエネルギー政策と地域ごとの様々な課題の融合ということの難しさを非常に体感しましたし、課題の整理をいただいたことも非常にそうだなと思いました。まちづくりそのものであるということもよく分かりましたし、解決において地域の人材育成という一定時間かかるようなことが必要であるということも、よく認識できました。他方で、閣議決定されたエネルギー政策におけるエネルギー基本計画でも、このポジティブゾーニングの活用で、2030年までに最大で8GW ぐらいの導入が期待されていると認識していますので、そういった少し中長期的なところも見据えながらですけども、残り7年という時間の中で、地域再エネの導入拡大に向けての目標の数字がある中で、促進区域策定がどの程度急ぐか、必要があるかということは、早いうちにやはり見極めが必要なのではないかと思っています。その上で、本当に早く必要であれば、ブーストしなければいけないですし、そうでなければ着実に良いものを、いずれにしろ良いものなのでしょうけれども、着実に増やしていくということが必要なのではないかと思います。そのへんが少し今

回見えないところであるかなと思いましたが。現状は第1回検討会でお示しいただいたように、策定に向けた検討を行っている自治体が、大体700とか600ぐらいあって、他の予定もないところだったと思いますので、まず検討しているところをしっかりと支援していくことが重要なのだと思っています。実効的に有効なのはやはりプロジェクト的に検討していただくことが短期的には重要なかなと思っていますので、その面では各種支援策、ゾーニングの支援などそういうこともやっていただいていると思いますので、その強化は、書いていただいているとおりに重要なかなと思っています。ただゾーニング支援は3年で30自治体なので年に10件だとすると、令和7年までと記載がありますので、50自治体程度にしかならないということを考えて、もう少しそのあたりを予算も強化したり、期間を長くしたりということは必要なのではないかと考えています。ゾーニング支援も採択率とか応募数がちょっと分からないところもありますけれども、もう少し環境省からもプッシュして、提案していただいて、まずは検討を始めていただくということが1つ有効な手段なのではないかと考えています。その結果建物ばかりになっても、それはそれで良いのかと考えていますし、策定は1回だけではなくて、改定もあると思いますので、議論を開始していただく枠を作って、その地域で支援していただく人たちを巻き込んでいくということが必要なのではないかと考えています。短期的に当面推進される建物に加えて、不足しているところに関して地上の設置等、本当に有効なものを入れていくということだと思いますので、そのあたりの検討が進むことを期待しています。中長期的には、どうしてもやはり、太陽光になってしまいますけれども、先ほど他の委員からもあったように、農業との融合、あとは長期的な視点を考えるとやはり系統接続を確保しておく、使えるようにしておくということが重要だと思いますので、そのあたりは各省庁とも継続的な議論をお願いしたいと思います。以上になります。

大塚座長：ありがとうございます。では、大沢委員をお願いします。

大沢委員：久慈市の大沢でございます。とりまとめに関しましては、スマートにとりまとめていただきましてありがとうございます。私から、コメントになってしまうのですが、現在、久慈市ではゾーニングに取り組んでおりまして、その中で少し課題と感じている部分について共有させていただければと思います。当市の周辺は元々発電所自体が少ない地域でございますので、元々系統が弱い地域でございます。系統に接続するには負担金も高額になるといったような課題を持っております。そこで今促進区域の設定を考える上で、促進区域を設定した後、事業化を考えた際に、系統との接続で問題が生じて、結局促進区域内での事業化が困難になってしまうというような漠然とした懸念ではございますけれども、そういった課題感を持っております。そこで、関連する部分として5ページの情報ツールの拡充といったところで、できましたらその系統の情報も重ね合わせられるような、そういった整理をしていただければと市町村でも参考になるのではないかと、あるいは事業者にとってもメリットになるのではないかと考えております。

もう1つは、6ページの他の関連する制度との連携ということで、FIT・FIP制度に言及いただいているのですが、FIT制度に関しましては、電気と環境価値が市外に持ち出されるとことになりますので、実際にその地域内の環境価値が増えるわけではないといったことになると思います。そういった部分で、これは要望になってしまうのですが、地域内にあるFIT電源の環境価値を地域に残せないかと考えております。私からは以上となり

ます。

大塚座長：ありがとうございます。黄木委員お願いします。

黄木委員：那須塩原市の黄木です、ありがとうございます。2つほどありまして、まず1つは、5ページの「4. 地域脱炭素・地域共生型再エネの促進に向けた対応の方向性」2行目の文末ですが、「提案」という言葉になっているのですが、ここはもう少し強くしてしまってもよいのではないのでしょうか。何か控えめだなと思いました。

2つ目は、他の委員の意見や先ほどの事務局の発言と重複してしまうのですが、まずはとりまとめを如何に制度に反映して、自治体の使い勝手の良い制度にするかということが大切なので、これからに期待しております。その上で、この1番の市町村の支援強化で、いくつかマニュアルに言及している部分もあるのですが、制度の作りそのものでは対応しきれないこと、例えば今までよく出てきた合意形成や、まちづくりの一環としてやるということ、これはどちらかと言うと自治体における実践の過程でその課題などが出てくるのだと思います。私はこの春から企画部門に異動してまいりまして、まちづくりが企画部門を巻き込まなくてはできないということをよく実感しております。そういう課題がありまして、そういう先行事例を多く集めて、後から続く自治体の皆様に、自治体ごとにそのやり方は違うと思いますが、多くの事例を集めて発信することで、後から続く自治体がつつきやすくなるかやりやすくなるか、そういうことをマニュアルなど、制度の使い方を丁寧に説明できるものを用意するということが大切かなと思いました。また、直前の久慈市の大沢委員の発言でのFIT制度のことなのですが、これは私も全面的に賛成ですので、もしよろしければ国で検討していただければと思います。私からは以上です。

大塚座長：ありがとうございます。他にはよろしいでしょうか。では事務局から御回答をお願いします。

事務局（環境省）：御意見ありがとうございます。まず稲垣委員から、マニュアル、フォーマットのなもので負担を軽くしていくということ、排出量推計等対策を含めて御意見いただきました。市町村の排出量カルテもそういった思想で作っておるところでございます。具体的に我々も小規模な市町村を念頭に置くと、事業の実行をまず重視して計画を立てていただくことが中長期的にも、その市町村区域内の住民の方に応援される取組ということにつながっていくのではないかと考えておるところでございます。この提言の中にも書かせていただいておりますとおり、実行計画マニュアルをより改善していくという方法の中で、具体的なやり方、マニュアルのそもそもの分量や位置付けも含めて、よく考えていきたいと思っております。

また、複数自治体の連携に関してのインセンティブ、もっともだと思っております。大関委員からもゾーニング補助の支援の在り方について御意見いただきました。補助事業のそれぞれの制度設計の中で、具体的にどういった取組を重点的に支援していくことで、補助としての効果を最大化するかということ、いただいた御意見を踏まえてしっかり考えていきたいと思っております。

また、大関委員から、エネルギー基本計画との関係で残りの期間を考えた中で、促進区域をどうするかたちで位置付けていくのかという御意見があったと思います。特に言及いただきましたけれども、屋根置き太陽光などを、促進区域との関係でどう捉えるかということも関係してくるかと考えております。制度の位置付けとしては、やはり全体のまちづくりというところで、その合意形成が必要な、かつ地域貢献にもなるような再エ

ネ事業をというところではございますけれども、その取組の過程の中で、この住宅なり企業のビル等のエリアについて、率先的に太陽光を置いていくということを自治体として示すということにも一定の意味はあると思っております。いただいた御意見を真摯に受け止めて考えていきたいと思っております。

また、農業や系統との関係、これまでも議論・御意見いただいております農林水産省、経済産業省と引き続きしっかり議論をしていきたいと思っております。

また、大沢委員から、系統の情報を重ね合わせるようにというところで、どこまで詳細にできるかというところはございますけれども、REPOS等の情報整備、拡充をしていく方向性も書かせていただいておりますけれども、いただいた御意見も踏まえて、この取組をしつかり進めていきたいと思っております。

またFITの電気についての御意見をいただきました。これについては、このFIT制度の性質上、その系統に入る電気について、広くあまねく、電気需要家の方に環境価値がいきわたるというところがございます。そこを二重にカウントすることはなかなか困難であるということは申し上げたところでございますけれども、その御意見の趣旨、FITも含めて再エネ電気を生み出す地域としてのメリットをどう考えるかというところであるかと思っております。いただいた御意見の趣旨も踏まえて、今回提言に追加させていただいたところと似たような趣旨であると思っておりますので、引き続き何ができるか考えていきたいと思っております。

また、黄木委員から提案についての表現ぶりについても御意見いただきました。他により良い言葉がないか、よく考えたいと思います。

とりまとめの反映に当たって、合意形成やまちづくりの一環として進めるときの課題感を先行事例を集めて発信するというところ、これも非常に重要な点、こういうところが、なかなか逆に言うと発信できてこなかったのではないかなと思っておりますので、まさに実行のフェーズになっておりますので、先に取組を進めて、御苦労されている自治体の成功事例や上手くいった工夫なども含めてよく情報収集をして、発信するときはそのタイプの情報をただ出すと言うよりは、ピンポイントでニーズがある方に伝わるような工夫ということも考えていかなければいけないと思っております。以上でございます。

大塚座長：丁寧にご回答いただきました。ありがとうございます。委員の先生方、他によろしいでしょうか。

様々な御意見をいただきましてありがとうございます。大筋は御異論はなかったものと考えておりますが、ただ今御議論いただきました「地域脱炭素を推進するための地方公共団体実行計画制度等に関する検討会とりまとめ（案）」につきまして、本日御意見をいただいた点も踏まえまして、座長一任とさせていただければと思っておりますが、御異議はございますでしょうか。よろしいですか。そういたしましたら、御異議なしと認めまして、本日のとりまとめ（案）につきましては、必要に応じて事務局におきまして、本日の御議論を適宜反映し、私が座長として確認の上、とりまとめさせていただければと思っております。ありがとうございました。

本検討会は本日で最後になります。4月から計5回の会合を開催し、委員の皆様におかれましては非常に幅広い論点につきまして、丁寧にご議論いただきましてありがとうございました。座長として厚く御礼を申し上げたいと思います。環境省におかれましては、本検

討会でのとりまとめの内容を踏まえ、地方公共団体における実効的な取組が進むように、今後の制度や支援策などに関する検討を進めていただきたく、どうぞよろしくお願い致します。それでは、今後の予定等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 : 大塚座長、どうもありがとうございました。オンラインで御参加いただいている委員の皆様、恐れ入りますが、カメラをオンにいただけますでしょうか。委員の皆様におかれましては、本日は活発な御議論をありがとうございました。本検討会は今回で終了となります。検討会とりまとめ（案）につきましては、本日いただいた御指摘を踏まえて修正したものを、大塚座長に御確認の上、環境省ホームページにて公表させていただきます。また、本日の議事録につきましては、事務局で作成の上、委員の皆様にご確認いただきまして、環境省ホームページに掲載いたします。事務局からは、以上でございます。

大塚座長 : それでは、少し早いですけれども、これにて閉会としたいと思います。本日もどうもありがとうございました。

以上